

## 平成26年度 随時監査及び行政監査報告書

### 第1 監査の種別

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による随時監査及び行政監査

### 第2 監査の実施日及び場所

- (1) 平成27年2月24日（火）
- (2) 甲斐市役所 本館4階 理事者控室

### 第3 監査の対象

健康増進課 甲斐市すくすく赤ちゃん応援隊（産後応援ヘルパー）派遣事業  
甲斐市健康相談事業（歯科相談事業）

### 第4 監査の方法及び着眼点

市担当職員から関係書類の提出を求め、事前調査を行い関係職員から説明を聴取して実施した。

<着眼点>

- ア 事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- イ 社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。
  - ①事務事業の目的がすでに達成されていないか。
  - ②事務事業の目的が不明確となっていないか。
  - ③事務事業の目的を超えた過剰な給付水準となっていないか。
  - ④社会情勢や諸制度の変化により実情に合わなくなっていないか。
  - ⑤慣習・前例の踏襲のみを理由に実施されていないか。
  - ⑥事務事業の実態が実質的な内容を伴わず形骸化していないか。
- ウ 事務処理は、能率的、効果的に行われ、改善すべき点はないか。
- エ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。
- オ 組織は簡素で、かつ、合理的なものとなっているか。
- カ 各部局間の連携、整合性、統合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか。
- キ 職員の配置は、業務の専門性（有資格等）により適切になされているか。
- ク 嘱託や臨時職員の採用は、処理業務の性質及び必要性を十分勘案し、適切に行われているか。

## 第5 事業の概要

### 【甲斐市すくすく赤ちゃん応援隊（産後応援ヘルパー）派遣事業】

母親が産後の体調不良等のため家事又は育児を行うことが困難な世帯にホームヘルパー（以下「産後応援ヘルパー」という。）を派遣し、家事の援助及び育児の支援を行うことにより、母親の心身の健康を維持するとともに、乳児の健全な育成を図ることを目的とする。

#### （1）派遣対象

- ①産後 3 月未満にある母親で、体調不良等のため自ら家事又は育児を行うことが困難であり、かつ、昼間に家事や育児を行うものが他にいないと認められる者
- ②多胎出産による産後 1 年以内にある母親
- ③その他市長が特に派遣サービスが必要と認める者

#### （2）サービスの内容

- ①家事の援助に関すること
  - ア 調理
  - イ 衣類の洗濯
  - ウ 住居等の掃除
  - エ 生活必需品の買物
  - オ 関係機関等との連絡
  - カ その他市長が必要と認める家事の援助
- ②育児の支援に関すること
  - ア 授乳
  - イ おむつ交換
  - ウ 沐浴介助
  - エ その他市長が必要と認める育児の支援

#### （3）サービスの委託

派遣サービスは、市長が適当と認める事業者（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとする。

#### （4）サービスの回数等

派遣サービスの回数は、次に掲げる対象世帯の区分ごとに定める回数を限度とし、1 回につき 2 時間以内とする。

- ①（1）の①に該当する者が属する世帯 10 回
- ②（1）の②に該当する者が属する世帯 20 回

③（１）の③に該当する者が属する世帯 市長が必要と認める回数

（５）サービスの申請等

派遣サービスを受けようとする者は、甲斐市すくすく赤ちゃん応援隊派遣申請書を市長に提出しなければならない。

２ 市長は前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、速やかに派遣サービスの可否を決定するものとする。

３ 市長は、前項の規定により派遣サービスの可否を決定したときは、甲斐市すくすく赤ちゃん応援隊派遣決定通知書又は甲斐市すくすく赤ちゃん応援隊派遣却下通知書により申請者に通知するものとする。

（６）サービスの中止又は停止

市長は、派遣サービスの決定を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、派遣サービスを中止し、又は停止するものとする。

①（２）に規定する対象世帯の要件を欠いたとき。

②利用者から中止又は停止の申出があったとき。

③その他派遣サービスが適当でないと認めるとき。

２ 市長は、前項の規定により派遣サービスの中止又は停止を決定したときは、甲斐市すくすく赤ちゃん応援隊派遣（中止・停止）通知書（様式第４号）により利用者に通知するものとする。

（７）利用料

利用者は、派遣サービスの利用料として１時間当たり５００円を負担するものとし、受託者に直接支払うものとする。ただし、利用者の世帯が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による被保護世帯又は前年の市民税が非課税である世帯は除く。

（８）実施状況報告

受託者は、派遣サービスの実施状況を１月ごとに取りまとめ、甲斐市すくすく赤ちゃん応援隊派遣事業実施状況報告書（様式第５号）により翌月１０日までに市長に報告しなければならない。

（９）遵守事項

受託者及び産後応援ヘルパーは、対象世帯の個人それぞれの人格を尊重し、その安全及び衛生の保持に努めるとともに、当該世帯等に関し職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

《実施状況》

利用実績

年度	申請者数	利用回数	利用時間	備考
平成 24 年度	2	9	18	1 時間/@1,260 円
平成 25 年度	3	22	44	
平成 26 年度	2	10	20	
合計	7	41	82	

申請理由

年度	体調不良	産後うつ	精神疾患	双胎
平成 24 年度	2			
平成 25 年度	2	2		
平成 26 年度	1	2		
合計	5	4		

支援内容

年度	授乳	沐浴	オムツ交換	掃除	洗濯	調理	買い物
H24 年度				2	1	1	1
H25 年度				2	1	2	1
H26 年度				1	1	1	
合計				5	3	4	2

## 【甲斐市健康相談事業】

健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

### (1) 法的根拠

健康相談事業は健康増進事業の一つであり、健康増進事業は健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 に基づき市町村が実施すると位置づけられている。

健康増進事業の内訳

- ①健康手帳の交付
- ②健康教育
- ③健康相談
- ④機能訓練
- ⑤訪問指導

#### ③健康相談事業について

(対象者)

当該市町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とする。ただし、健康相談の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族を対象とすることができる。

(種類)

- ①重点健康相談：歯周疾患健康相談他 5 種類
- ②総合健康相談：総合健診受診時、結果説明会時の健康相談等

### (2) 甲斐市の重点健康相談事業

歯科相談事業

(目的)

健康で自立した生活ができる「健康寿命」の延伸のために、適切な食生活や適度な運動、心の健康保持が重要である。口腔内の健康を保つことで食生活を充実させ、疾病の予防や身体機能の改善につなげることを目的とする。

(実施方法)

各保健センターを会場に年間 40 日間実施する総合健診の際に、24 名の市内歯科医師及び歯科衛生士による歯科相談コーナーを設置し、希望者の口腔内の健康相談を行う。

《実施状況》

総合健診実績

年度	総合健診受診者数	結果説明会出席数	健康相談受診者数
平成 24 年度	7,201	6,638	870
平成 25 年度	7,354	6,659	849
平成 26 年度	6,903	6,661	834

歯科健康相談実績

年度	相談者数	回数	医者 1 人あたりの相談者数	年齢内訳			
				39 才以下	40～59 才	60～69 才	70 才以上
24	1,369	40	21.0	529	382	229	229
25	1,557	40	23.6	545	442	255	315
26	1,492	40	23.7	545	449	240	258

第 6 監査の結果

母子保健事業、健康推進事業については、実施要綱及び実施要領に従い適正に運用されており、実施状況及び条件の履行は実績報告によりなされている。

第 7 むすび

近年、生活習慣病や寝たきり、認知症の増加等が社会問題となっており、健康でいきいき暮らすことのできる健康寿命を延ばすことが社会的な関心事となっている。

すくすく赤ちゃん応援隊派遣事業については、母親が体調不良などにより家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣している。母親にとっては妊娠・出産・育児に安心感を与える素晴らしい事業ではあるが、実績数が少ないため今後は対象者の範囲を広げる等の検討をお願いしたい。

健康相談事業については、総合健診の結果に基づき生活習慣の改善、疾病の早期発見や早期治療につなげるよう努力されている。市としては特に歯科相談に力を入れています。健康な体は毎日の食事が基礎となっている。市民の健康寿命を延ばし介護予防につなげるため、引き続き相談事業の推進に努められたい。

平成 27 年 3 月 11 日

甲斐市代表監査委員 田 中 寿 雄

甲斐市監査委員 望 月 寛 一

甲斐市監査委員 藤 原 正 夫